

P T A規約および細則

横浜市立不動丸小学校

横浜市立不動丸小学校PTA規約

第一章 名称

- 第 1 条 本会は横浜市立不動丸小学校PTAと称し、事務所を横浜市立不動丸小学校（横浜市旭区白根三丁目33番1号）におく。

第二章 目的

- 第 2 条 本会は父母と教職員が協力し、児童の健全な育成をはかることを目的とする。
- 第 3 条 本会は前条の目的のため、次の項目の達成をはかる。
- (1) よい父母、よい教職員となるよう努める。
 - (2) 学校および地域の教育環境の整備に協力する。

第三章 方針

- 第 4 条 本会は教育を本旨とする自主的民主団体として、次の方針に従って活動する。
- (1) 本会は児童青少年の福祉をはかる他の諸団体および機関と協力する。
 - (2) 本会および本会の役員は、その名において営利的、宗教的、政治的活動をしてはならない。
 - (3) 本会は他のいかなる団体の干渉をも受けてはならない。
 - (4) 本会は直接学校の管理や人事に干渉しない。

第四章 会員

- 第 5 条 本会の会員は本校に在籍する児童の父母又は代理人（以下、父母という）、本校に勤務する教職員のうち本会の趣旨に賛同する者。
- 第 6 条 会員は、それぞれの立場において平等の義務と権利を有する。

第五章 役員

第 7 条 本会の役員は次のとおりにする。

- | | | | |
|-----|-----|----------------|----------------------|
| (1) | 会 長 | 1名 | 父母 |
| (2) | 副会長 | 2名 (1名の増員を認める) | 父母 |
| (3) | 総 務 | 1名 | 教員 |
| (4) | 書 記 | 2名 (1名の増員を認める) | 父母 |
| (5) | 会 計 | 3名 (1名の増員を認める) | 父母 (2名以上)
教員 (1名) |

第 8 条 役員任期は原則2年とし再任をさまたげない。ただし、特別事情がある場合は、この限りではない。

第 9 条 役員任期は次のとおりである。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその代行をする。
- (3) 総務は会の運営を推進する。
- (4) 書記は会務の記録を担当する。
- (5) 会計は本会の会計事務を処理する。

第六章 役員を選出

第 10 条 役員は総会で選出される。選出の方法は次のとおりとする。

- (1) 会員中より役員候補者推薦委員を選出し、役員候補者推薦委員会をつくる。
- (2) 役員候補者推薦委員会は、適正なる方法により役員候補者を推薦する。
- (3) 役員候補者推薦委員会は総会に先立ち、会員に役員候補者名を通知する。
- (4) 総会において、会員から役員候補者に追加推薦をすることができる。
- (5) 推薦するときは、本人の承諾を要する。

第七章 会計監査委員

第 11 条 本会の経理を監査するために、会員又は、元会員より2名の会計監査委員をおく。任期は1年とし再任をさまたげない。

第 12 条 会計監査委員の選出については、役員を選出方法による。

第八章 会議

- 第 13 条 本会の最高議決機関は総会である。
- 第 14 条 総会は、定期総会と臨時総会とし、定期総会は年度のはじめとおわりに開き、臨時総会は必要に応じて開く。ただし、規約改正などの特別な議題がない場合は、年度おわりの総会は書面総会とする。
- 第 15 条 総会の成立は、会員の3分の1以上の出席者（含委任状）を必要とし総会の議決は、出席者の過半数の賛否によって決する。
- 第 16 条 運営委員会は、役員・常任委員会の正副委員長、校長、副校長をもって構成される。
- 第 17 条 本会の活動に必要な事項について調査、研究、立案するために常任委員会をおき、会員中より選出された委員をもって構成される。
- 第 18 条 必要に応じて臨時委員会を開くことができる。

第九章 会計

- 第 19 条 本会の経費は、会費その他の収入により支弁する。
- 第 20 条 会費の額の変更は総会によって決定される。
- 第 21 条 本会の資産は、会の目的達成以外に使用してはならない。
- 第 22 条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第十章 細則

- 第 23 条 本会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て定める。
改廃したときは、次期総会に報告しなければならない。

第十一章 規約改正

第 24 条 本規約の改正は、総会の承認を要する。

第十二章 設立年月日

第 25 条 本会の設立年月日は、昭和 48 年 4 月 13 日とする。

附 則

この規約は、昭和 57 年 4 月 1 日より施行する。

この規約は、平成 7 年 4 月 1 日より施行する。

この規約は、平成 16 年 6 月 1 日より施行する。

この規約は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

この規約は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

この規約は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

この規約は、令和 3 年 5 月 1 日より施行する。

横浜市立不動丸小学校 P T A 規約細則

第一章 役員

- 第 1 条 役員は他の役員を兼ねることはできない。
- 第 2 条 会長は、総会及び、運営委員会を招集し、その運営にあたる。
- 第 3 条 会長は、各種常任委員会・臨時委員会の正副委員長を委嘱する。
- 第 4 条 会長は、役員・会計監査委員候補推薦委員会及び、会計監査委員会を除くすべての集会に出席して意見を述べることができる。
- 第 5 条 総務は、原則として副校長があたり会運営の助言を行う。
- 第 6 条 書記は、会長の指示に従って庶務を行う。
- 第 7 条 会計は、年度はじめの総会において、予算の報告・説明を行い、次年度のはじめの総会において、会計監査委員の監査を経た決算報告をする。
- 第 8 条 会計は、本会の会費収支を処理する。予算は、予算委員会が作成する。構成は、その年度の新旧役員があたる。
- 第 9 条 会長に欠員を生じた時は、副会長（父母）が昇格し、任期は前任者残任期間とする。
- 第 10 条 会長以外の役員に欠員が生じた時は、運営委員会で候補者を選考決定し任期は前任者の残任期間とする。ただし任期満了間近の欠員の補充については運営委員会の話し合いによって決めることができる。

第二章 会計監査委員

- 第 11 条 会計監査委員は必要に応じて会計監査を行うことができる。欠員が生じた場合は役員の補充方法による。

第三章 役員・会計監査委員 候補者推薦委員会

- 第 12 条 役員・会計監査委員候補者推薦委員会は、次によって構成される。
- (1) 各委員会から互選により、2名の推薦委員を選出する。
 - (2) 教員の中から互選により、2名の推薦委員を選出する。
 - (3) 運営委員会から互選により、2名の推薦委員を選出する。
 - (4) 役員・会計監査委員候補者推薦委員会が成立した時、その委員の氏名を会員に通知する。
 - (5) 役員・会計監査委員候補者推薦委員会は、役員になることはできない。ただし、推薦委員が役員候補者になった場合は、その時点で推薦委員を解任される。
 - (6) 推薦委員会は、役員及び会計監査候補者が総会で承認され、決定した時にその任務を終了し解散する。

第四章 会費

- 第 13 条 会費は児童1人に月額250円とし、在籍した月は会費を徴収する。

第五章 会議

- 第 14 条 会計監査を経た収支決算報告の承認と会員の異動ならびに年間計画及び収支予算の審議決定は年度はじめの総会で行う。
- 第 15 条 翌年度役員及び、会計監査委員の選出は年度の終わりの総会で行う。
- 第 16 条 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき及び、会員の4分の1以上の要求があったときこれを開く。
- 第 17 条 常任委員会は委員募集の人選で振り分けられた委員で構成し、各常任委員会の人数は会長一任とする。常任委員会の種類・任務は次の通りである。各委員は互いに協力し、次の(1～4)常任委員会の役務を受け持つ。新2～6年の各常任委員は、前年度末までに決定される。新1年の各常任委員は、人員不足の場合のみ、新年度開始後に決定される。
- (1) 学年委員会
学校PTA活動の一環として、ベルマーク運動等の推進を図る。
 - (2) 保健成人委員会
学校と協力して保健活動を行う。また会員向けの研修の企画・運営を行う。
 - (3) 広報委員会
PTA広報誌の編集発行を行う。

- (4) 校外指導委員会
子ども達の安全を守る活動や、改善整備にかかわることを実施する。他団体との連携などによって、子ども達の健全育成をはかる。

- 第 18 条 常任委員の任期は1年とする。ただし、再任をさまたげない。
- 第 19 条 各常任委員会に委員の互選による正副委員長をおく。人数は会長一任とする。
- 第 20 条 委員長は会長の承認を得て委員会を招集する。
- 第 21 条 役員以外の教員は、いずれかの常任委員会の委員となるが、正副委員長にはならない。
- 第 22 条 校長又は副校長は、学校管理上、各常任委員会に出席して意見を述べることができる。
- 第 23 条 運営委員会は、規約に定めるもののほか、役員・会計監査委員候補者推薦委員会・役員会・会計監査委員会・臨時委員会の権限以外の事務を処理し、かつ常任委員会の連絡調整をはかり総会に提出する議案を調整する。
- 第 24 条 運営委員会は、月1回開くことを原則とし、会長が必要と認めたとき又は、構成員の4分の1以上の要求があったときに開く。
- 第 25 条 運営委員会は、構成員の過半数が出席しなければ成立しない。
- 第 26 条 運営委員会の議事は、出席者の過半数の賛否で決する。

第六章 旅費及び慶弔

- 第 27 条 本会の目的達成のための会合等へ運営委員会の指名又は、承認を受けて出張した場合は次のように処理する。旅費は、実費を支給する。
- 第 28 条 会員及び、児童の慶弔については次のようにする。
学級・学年を単位として行わない。
- (1) 1. 会員・児童死亡のときは、金5,000円と花輪又は生花を贈り弔意を表す。
2. 教職員の配偶者死亡の時は、弔意を表す。
(金額はそのつど考慮する。)
 - (2) 教職員本人の実父母・同居の父母および、各会員の子死亡のときは、金5,000円を贈り弔意を表す。
 - (3) その他の場合は、そのつど協議する。

第七章 改正

第 29 条 この細則は、運営委員会において構成員の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。ただし、改正案は運営委員会に先立ち全構成員に知らせておかなければならない。

附 則

この細則は、昭和56年4月1日に施行する。
この細則は、平成2年4月1日改正、施行する。
この細則は一部改正し、平成4年4月1日より施行する。
この細則は一部改正し、平成6年4月1日より施行する。
この細則は一部改正し、平成7年4月1日より施行する。
この細則は一部改正し、平成9年4月1日より施行する。
この細則は一部改正し、平成10年4月1日より施行する。
この細則は一部改正し、平成12年4月1日より施行する。
この細則は一部改正し、平成14年4月1日より施行する。
この細則は一部改正し、平成15年4月1日より施行する。
この細則は一部改正し、平成17年4月1日より施行する。
この細則は一部改正し、平成25年4月1日より施行する。
この細則は一部改正し、平成26年4月1日より施行する。
この細則は一部改正し、平成28年4月1日より施行する。
この細則は一部改正し、平成29年4月1日より施行する。
この細則は一部改正し、令和3年5月1日より施行する。
この細則は一部改正し、令和5年4月1日より施行する。
この細則は一部改正し、令和6年5月1日より施行する。